

上牧町立上牧小学校水泳指導等委託業務 仕様書

1 業務の名称

上牧町立上牧小学校水泳指導等委託業務

2 業務の目的

上牧町立上牧小学校が実施する水泳授業について、民間企業が保有する施設を活用し、業務を委託することにより、水泳授業の機会を確保するとともに、より効果的で安全な水泳指導の実現を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 実施対象校等

(学校名)

上牧町立上牧小学校 (以下「実施対象校」という。)

(所在地)

奈良県北葛城郡上牧町大字上牧1866

(令和6年度児童数等内訳)

項目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	計
児童数	35	40	42	38	52	53	260
学級数	1	2	2	2	2	2	11

※ 児童数については、令和6年2月1日現在の見込みであり、参考数値とする。また各年度における児童数、学級数の増減を加味すること。なお、各年度における児童数は、都度発注者により通知する。

5 授業実施期間

原則、委託期間における6～7月中に実施することとし、詳細については実施対象校と協議の上決定する。また、日程変更がある場合については、事前に実施対象校及び受託者と協議の上、日程調整を図ること。なお、気象警報や学校環境保健安全法第20条による休業の場合は、振替を実施することとし、振替を実施する場合は、契約期間内に行うこと。

6 実施場所

受注者が所有する屋内水泳施設

7 施設・設備等

(場所の確保)

- ・ 水泳施設において、実施対象校の水泳授業の時間中は、原則占有使用できるプール施設を確保すること。
- ・ 縦25メートル、横13メートル以上の大きさの水泳施設とし、小学校の水泳授業に適した施設であること。
- ・ 水深については、0.7メートルから1.2メートルの範囲とし、学力や泳力の状況により、プールフロア等で深さを調整し、安全に配慮した指導が可能であること。
- ・ コースロープ等の敷設により、効果的な指導に必要な区切りを設けることができること。
- ・ プールサイドにおいて、児童が体操等をできるスペースを確保すること。
- ・ 1回当たり10人以上の児童が同時にシャワーを浴びることができる温水シャワー施設があること。
- ・ プールサイド等において見学できるスペースを確保すること。

(衛生管理)

- ・ 衛生的な環境と水質の維持に努め、「学校環境衛生管理マニュアル」の「第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準」等、関係法に基づく措置を講じること。
- ・ 指導対象児童に快適な環境となるよう、水温及び室温を適宜調節すること。

(備品)

- ・ 受託者が、水泳授業に必要となる備品（ビート板、アームヘルパー等）を適宜用意すること。
- ・ 個別に配慮が必要な児童に対する必要な備品等の用意については、受託者と実施対象校が協議し、決定すること。

(その他)

- ・ トイレ・更衣室は、男女別を含めて、障がい児、性的マイノリティーの児童に配慮した仕様とすること。
- ・ プールサイド近くにトイレを有すること。
- ・ 車いすを必要とする児童等が利用する場合は、実施対象校と協議の上、必要な措置をとること。

8 水泳指導

(指導方針)

- ・ 学校教育活動の一環であることを十分に理解し、教育的な立場で指導にあたること。

(指導時間)

- ・ 各学年1回当たり60分以上の指導時間を確保すること。

(指導回数)

- ・ 各学年年間4回の指導回数を確保すること。

(指導内容)

- ・ 小学校学習指導要領解説体育編の内容を基本とし、実施対象校の年間指導計画の学習内容をもとに実施対象校と受託者で打ち合わせの上決定すること。
- ・ 学校教育活動の一環であることを十分に理解し、実施対象校との打ち合わせに基づき、教育的な立場で指導に当たること。
- ・ 水泳指導は学年単位で実施すること。

(指導体制)

- ・ 本業務全体を統括し、町及び実施対象校と受託事業運営の統括を行う事業責任者を配置すること。
- ・ 受託者においてインストラクターを配置し、指導内容に基づき児童をグループに分け、泳力別の指導をするなど、効果的な指導を実施すること。
- ・ インストラクターについては、「日本水泳連盟基礎水泳指導員」又は「日本スポーツ協会公認コーチ3」を取得した指導員等、十分な経験・技術を有すること。
- ・ 1グループ10～15人につき、1名のインストラクターを配置すること。

※ 1学年当たり最大4グループとなる。

- ・ 児童のレベルに合わせたグループ編制を行うこと。
- ・ 特別支援学級の児童に対しては、その泳力に応じて適切な指導補助にあたること。
- ・ 受託者はインストラクターに対し、本事業の目的達成に向け必要な研修を実施すること。
- ・ 下記の研修等については、事業開始前に必ず実施し、教育委員会及び実施対象校へ報告書を提出すること。

- ① 適正検査（服務等、指導者としてふさわしい適性があるかの確認）
- ② 水泳指導におけるインストラクターとしての資質を高める研修
- ③ 模擬授業等、実践的な研修
- ④ 救命救急に関する研修

※ 事業実施中においても、指導状況を定期的に共有する場を設定し、指導力等の向上に努めること。

(安全対策)

- ・ 事故や緊急事態等の発生に備えた安全管理マニュアル及び危機管理マニュアルを整備し、万一事故・緊急事態等が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告するとともに、必要な措置を講じること。また、実施の際には感染症拡大防止対策を講じること。
- ・ 常時監視員を1名以上配置し、プール内の監視を行い安全面に十分配慮すること。
- ・ 体調不良や怪我等の児童を休ませることができる区切られた場所を確保すること。
- ・ AEDが緊急時にすぐに使える場所（プールサイド等）に設置されていること。
- ・ 本業務に必要な傷害・賠償責任保険等に加入すること。

9 個人情報

個人情報の取扱いに当たっては、上牧町個人情報保護条例を遵守し、最大限注意を払うこ

と。また、受託者及びインストラクターは、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約解除及び期間満了後においても同様である。

10 児童等の送迎

児童及び教員等の送迎ができるよう、バスを必要台数確保し、運転業務も行うこと。また、移動に係る児童等の乗り込み場所及び時刻については、実施対象校と受託者で調整し、事前に乗り込み時刻、移動ルートを明示すること。なお、バスによる送迎については、学校から施設まで原則片道10km以内とすることとし、送迎にかかる昇降及び点呼を含めて原則15分以内とすること。

11 責任の所在

水泳指導に当たっては、安全を第一に心がけ、事故防止に努めること。万一事故が起こった場合は、実施対象校と協力して事態の解決を図ること。なお、以下の場合であって受託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては受託者がその責任を負うこと。

- ① 水泳指導中に受託者の故意または過失のために児童に対し事故が発生する場合
- ② プール施設・設備の不備により事故が発生した場合
- ③ 業務を行うに当たり第三者に損害を及ぼした場合

12 その他

(1) 水泳指導の流れは以下のとおり行うこと。

(実施前)

- ・ 受託者は、全児童に泳力確認アンケート等を実施し、グループ分けを行うこと。
- ・ 受託者は、現地にて受託者が所有する施設内の説明を教育委員会と実施対象校へ行うこと。
- ※ 実施中、児童の泳力状況によりグループが変更となる場合は、実施対象校と受託者が協議し決定すること。

(指導内容等の打合わせ)

- ・ 実施対象校と受託者は、移動、水泳指導に関して事前に必要な回数の打合わせを行うこととする。打合わせの場所については、実施対象校と受託者が協議し決定する。

(実施)

- ・ 実施にあたっては、インストラクターにより、安全で効果的な指導を行うこと。
- ・ 入水時間の確保など円滑な授業実施のため、受託者が所有する施設内での更衣時にも教員の指導補助を行うこと。また、指導終了後、施設の異常や忘れ物の有無の確認を行うこと。
- ・ 児童の技能が確認できる個人票及び一覧表を作成すること。
- ・ 実施対象校と受託者が適宜打合わせを行い、安全で効率的な指導を行うこと。
- ・ 受託者は、1回の指導実施毎にプール管理日誌を記載し、指導にあたった教員・イ

ンストラクター、指導内容、児童の健康の状況等を記録すること。

- ・ 受託者は毎年度、委託期間終了後に速やかに事業完了報告書を作成し、提出すること。
 - ・ 受託者は、児童一人ひとりの泳力状況や、泳力向上を測ることが出来る資料を作成すること。
- (2) 水泳指導時間は、当該校専用の自動車駐車場を確保すること。
 - (3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受託者及び教育委員会との協議により定めるものとする。
 - (4) 実施対象校児童の増減や欠席による委託金額の変更は行わないものとする。
 - (5) 新型コロナウイルス感染症対策を適切に行うこと。
 - (6) 今後の事業展開への参考とするため、実施対象校における児童、保護者、教職員へのアンケート実施等に協力を行うこと。
 - (7) 気象警報等による当日の中止等判断は、午前7時時点とし、実施対象校から受託者に連絡するものとする。